ほぺたんカード利用規程

（目的）

第１条　本規程は、生活協同組合コープみらい（以下「生協」という。）が発行するほぺたんカード（第２条第１項において定義します。）に付帯するプリペイドサービス（第２条第４項において定義します。）およびポイントサービス（第２条第５項において定義します。）について規定するものです。組合員が、ほぺたんカードを使用して、プリペイドサービスおよびポイントサービスを利用するにあたり、本規程が適用されるものとします。

２．生協が、ほぺたんカードとは別に発行するポイントカードについては、生協が別途定める「ポイントカードに関する規程」が適用されるものとします。

（定義）

第２条　本規程において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

１．ほぺたんカードとは、生協が、電磁的方法により記録される金額に応じた対価を組合員から得て、当該組合員に対して発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律第３条第１項第１号）およびポイントサービスにおいて付与されるポイントについて記録・管理するカードをいいます。組合員は、ほぺたんカードを使用して、プリペイド残高（第３項において定義します。）をもって、生協の店舗で商品を購入できます。

２．チャージとは、組合員が、生協から前払式支払手段の発行を受けるために、生協に対して本規程第４条に定める方法により当該発行の対価を支払うことおよび、それにより当該組合員が、生協から、当該対価に応じた前払式支払手段の発行を受けることをいいます。

３．プリペイド残高とは、ほぺたんカードに記録されている前払式支払手段に係る金額であって、組合員が、ほぺたんカードを使用して、生協で商品を購入する際に、代価の弁済のために使用可能な金額をいいます。

４．プリペイドサービスとは、生協における前払式支払手段の発行およびこれに付随するサービス、組合員が、ほぺたんカードを使用して、プリペイド残高の範囲で商品の購入等が行えるサービスをいいます。

５．ポイントサービスとは、組合員が、ほぺたんカードを使用して精算した取引について、生協が購入金額に応じてポイントを付与し、ほぺたんカードに記録することおよび組合員が、ほぺたんカードに記録された累積ポイントを商品購入時に支払金額の一部または全部に充当することができるサービスをいいます。

（ほぺたんカードの発行）

第３条　ほぺたんカードは、生協の組合員とその家族の方のみに発行し、当該組合員とその家族の方のみが使用できます。ほぺたんカードは他人に貸与、譲渡することはできません。

２．ほぺたんカードは、生協の全店舗で使用できます。

３．ほぺたんカードの発行手続きは以下のとおりです。

（１）生協の店舗において、新規で生協への加入手続きをする場合、ほぺたんカードを１枚無料で発行し、その場でお渡しします。

（２）組合員が初めてほぺたんカードの発行の手続きをする場合、１枚無料で発行し、ご自宅へ郵送でお届けします。

（３）組合員のご家族がほぺたんカードの発行の手続きをする場合、３枚を上限に発行することができます。１枚１００円+消費税の発行費用をいただきます。ご自宅へ郵送でお届けします。

（プリペイドサービス）

第４条　プリペイドサービスの利用方法

１．チャージ（入金）

（１）プリペイドサービスを利用するにあたり、事前にチャージが必要となります。

（２）チャージは所定の店舗にて承るものとします。

（３）チャージは現金によってのみ行えます。

（４）プリペイド残高の上限は５０，０００円までとなります。

（５）チャージは１，０００円単位でのみ行え、１回のチャージ可能金額は４９,０００円までとします。

２．プリペイドサービスの利用

（１）組合員は、生協の店舗においてのみ、ほぺたんカードを提示のうえ、プリペイドサービスを利用して、店舗で販売している商品等の購入ができます。

（２）プリペイドサービスで購入できない商品、お支払いいただけないサービスがあります。

（３）プリペイド残高が不足した場合は残金を現金でお支払いいただけます。また、不足分を１，０００円単位でチャージして支払うこともできます。

（４）組合員はプリペイドサービスの利用時に発行されるレシートを確認し、表示される残高に誤りがないことを確認するものとします。

３．プリペイド残高の照会方法

（１）プリペイド残高は、プリペイドサービス利用時に発行されるレシートに印字されます。

（２）事前にプリペイド残高を知るには、ホームページ、サービスカウンター、チャージ機（設置店舗のみ）、レジにてお問合せいただくものとします。

４．プリペイド残高の管理方法

プリペイドサービスを利用したお取引後のプリペイド残高は、裏面にサインされた利用者単位で管理されます。 複数のほぺたんカードのプリペイド残高は合算等できません。

５．プリペイド残高の換金・払戻し

プリペイド残高は、法令に基づく払戻しを除き、払戻しは行いません。

６．プリペイド残高の有効期限

ほぺたんカードを最後に使用した日、あるいは最後にチャージした日から、商品の購入、チャージ等の利用なく５年経過した場合、プリペイド残高は自動的に失効しゼロとなります。

７．プリペイド残高の不正取引に対する補填

当該組合員の意思に反して、第三者の指図が行われたことにより発生した当該組合員の損失については、すみやかに事実関係を調査のうえ、減額されたプリペイド残高に相当する現金を返金いたします。

（ポイントサービス）

第５条　ポイントサービスについて

１．ポイントの付与

（１）ほぺたんカードを使用した毎回のご利用代金（消費税抜き）精算ごとに２００円で１ポイントを付与します。なお、２００円未満は、切捨てとなります。

（２）精算時にお申出いただく、またはほぺたんカード情報の登録を行うことで、ポイントサービスを受けられます。

（３）指定した曜日、期日および企画などを対象として、特別にポイントを付与する場合があります。

（４）ほぺたんカードを忘れた場合は、バーコード付きレシートを発行します。後日、同レシートを持参いただいた際にポイントを付与します。この場合のポイント付与受付期間は、レシート発行日の翌日から７日間とします。

２．ポイントの利用

（１）ほぺたんカードに累積したポイントは、１ポイント１円に換算し、１円から商品代金の一部または全部として、本人カードもしくは家族カードで共有してご利用いただけます。ただし、換金することはできず、いかなる場合においても払戻しの対象になりません。

（２）ほぺたんカードに累積したポイントを１００ポイント（＝１００円相当）単位での増資にご利用いただけます。

（３）ほぺたんカードに累積したポイントを生協で受付けている募金に１ポイント１円に換算し、１円からご利用いただけます。

（４）ほぺたんカードに累積したポイントを利用する際は、組合員がお支払い手続き時にお申出いただく、またはポイント登録を行うものとします。

３．ポイント付与対象外の商品・サービス

ポイント付与対象外の商品・サービスは以下のとおりです。

（１）店頭販売利用代金

（２）テナント業者利用代金

（３）たばこ代金

（４）自動販売機利用代金

（５）コピー利用代金

（６）共済掛金・保険料

（７）切手・はがき・印紙代金

（８）ゴミ収集券・指定ごみ袋代金

（９）宅配便送料

（１０）商品券・ギフト券

（１１）出資金

（１２）募金

（１３）その他生協がポイント対象外と指定する商品・サービス

４．ポイント相互移動

（１）生協の店舗付与ポイントと宅配付与ポイントは、所定の手続きを経て、相互移動して移動先で利用できます。

（２）ポイント相互移動は宅配・店舗どちらからも全ポイントの移動となります。

５．ポイントの有効期限

（１）ポイントの有効期限は、年度末を基準とし最短で２年です。

（２）毎年３月２１日から翌年３月２０日の間に付与したポイントは、２年後の３月２０日までが有効期間となります。有効期限を迎えるポイントはレシート等でお知らせし、期限がすぎたポイントは出資金増資とします。

（３）やむを得ない事情によりポイント制度を終了した場合、お知らせの後、一定期間をおいてポイントは無効となります。

（ほぺたんカードの再発行）

第６条　組合員は、ほぺたんカードの紛失・盗難や汚損・破損、バーコード印字や磁気不良などにより使用不能となった場合は、すみやかに生協へ届出を行うものとします。届出がなされた時点で、生協において、当該ほぺたんカードの利用停止処理を行います。また、再発行の申請をもってほぺたんカードの再発行をします。

２．再発行したほぺたんカードは、ご自宅へ郵送でお届けします。

３．紛失等したほぺたんカード（旧ほぺたんカード）に記録されていたプリペイド残高は、再発行されるほぺたんカードに移行して使用できます。移行手続きは、旧ほぺたんカードの所有者が、ほぺたんカードお問合せセンターへ連絡して行います。プリペイド残高は、第１項のほぺたんカードの利用停止処理完了時に確認できる最新の履歴に基づき、再発行されるほぺたんカードに移行するものとします。紛失等されてから、ほぺたんカードの利用停止処理が終わるまでの間に、第三者によりプリペイド残高が利用された場合、 生協はその責任を負わないものとします。

４．第１項の届出までに累積していたポイントは、引き続き有効なものとして取り扱います。なお、旧ほぺたんカードに累積していたポイントの残数が把握できない場合、ポイントが失効することがあります。

（ほぺたんカードの郵送お届け）

第７条　ほぺたんカードを郵送でお届けする場合は、お申込後、３週間程でお届けします。

２．ほぺたんカードが届くまでの間は、バーコード付きレシートを発行します。後日、同レシートを持参いただいた際にポイントを付与します。この場合のポイント付与受付期間は、レシート発行日の翌日から３０日間とします。

（商品返品時の処理）

第８条　ほぺたんカードを使用して商品を購入した際に、ポイントが付与された商品を返品する場合には、レシートとともに、ほぺたんカードを提示していただき、その返金金額に応じてポイントを減算します。

（脱退時の対応）

第９条　組合員が、生協を脱退すると、届出を受理した１４日後にプリペイドサービスを利用できなくなります。原則として、プリペイド残高の払戻しは行いません。ただし、転居等によりプリペイド残高の使用が困難な場合、法令に基づき払戻しを行う場合があります。

２．ポイントは、組合員が生協を脱退される際に、出資金へ振り替えた後、出資金として組合員ご本人名義（もしくは生協登録）口座へお返しします。
３．脱退手続きの際に、ほぺたんカードは返却していただきます。

（不正使用の禁止）
第１０条　以下の事由が確認された場合、ほぺたんカードは利用停止となります。すみやかに返却していただきます。
１．ほぺたんカードを不正な方法により取得した場合および不正な方法で取得されたことを知ったうえでの使用
２．偽造されたほぺたんカードの使用
３．ほぺたんカードの裏面にサインをした本人以外の者による使用および第三者へのほぺたんカードの貸与・譲渡
４．ほぺたんカードの使用にあたり不正な行為があったと合理的に判断したとき
５．組合員資格を喪失した場合

（個人情報の取り扱い）
第１１条　組合員は、ほぺたんカードのお申込時に申告する個人情報を、生協が定める「個人情報保護の基本的な考え方」に基づき必要な保護措置を取ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

（ほぺたんカードを使用できない場合）
第１２条　以下の場合においては、ほぺたんカードを使用できない場合があります。
１．システムの保守・メンテナンス時
２．システムの障害時
３．停電時
４．その他やむを得なない事由

（責任制限）
第１３条　第１２条に定める理由により、ほぺたんカードが使用できないことによって生じた、組合員の不利益または損害（逸失利益を含む）に対して、生協は責任を負わないものとします。
２．前項にかかわらず、前条第２項以下の理由において、当該不利益または損害が生協の責めに帰すべき事由による場合、その事由が生協の故意または重過失によるときは相当な範囲で因果関係がある損害を、それ以外の軽過失によるときは逸失利益または間接的な拡大損害を除く通常発生する損害を、賠償する責任を負います。

（プリペイドサービスの終了について）
第１４条　生協は、社会情勢の変化、経営状況の変化、法令の改廃、その他生協の都合により、プリペイドサービスの全部または一部の取り扱いを廃止することができるものとします。
２．廃止を決定した場合は、法令の定める方法により周知を行い、法令に基づき払戻し手続きを行うものとします。

３．廃止を決定後、前項の周知を行ってから５年を経過した場合には、組合員は、前項の払戻金に係る権利を放棄したものとみなされることを承諾したものとします。

４．組合員がプリペイドサービスを利用できなくなることによって生じる不利益から組合員を保護するために、生協は資金決済法に定められた金額を供託しています。プリペイドサービスを利用する組合員は、プリペイドサービスに係る債権に対して供託金（発行保証金）から弁済を受ける権利があります。

（質権等担保権設定の禁止）

第１５条　ほぺたんカードに質権等担保権設定はできないものとします。

（所轄裁判所）

第１６条　本規程に基づく取引に関して、生協との間に紛争が生じた場合には、生協の本部所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（業務委託）

第１７条　生協は、本規程に基づくほぺたんカードの運営管理業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

（規程の変更案内）

第１８条　本規程を変更する場合、生協はホームページで、変更する旨、変更内容および変更の効力発生日について、効力発生日までの間に変更内容を告知するものとします。また、重要な変更事項については取り扱い店舗でも告知するものとします。

２．本規程の変更告知後、１ヶ月を経過したときは、変更内容を承諾したものとします。

（改廃）

第１９条　本規程の改廃は専務理事が決定し、理事会へ報告します。

（附則）

１．この規程は２０１７年２月７日制定、同日より施行します。

２．制定以降の改定については、以下に記載します。

２０１８年１０月２９日　一部改定、同日施行
２０２０年１月１８日　一部改定、３月２１日施行
２０２１年３月５日　一部改定、３月２１日施行
２０２１年１１月５日　一部改定、同日施行
２０２３年３月３日　一部改定、３月２１日施行
２０２４年２月２日　一部改定、同日施行

【お問合せ先】

カード発行元　生活協同組合コープみらい
〒３３６-８５２３　埼玉県さいたま市南区根岸１丁目５番５号
お問合せ先　ほぺたんカードお問合せセンター　０１２０－７２５－９０５